第６章

計画実現の仕組み

1　都市計画マスタープラン推進のための仕組み
2　計画の進行管理の仕組み

第６章　計画実現の仕組み

１　都市計画マスタープラン推進のための仕組み

１　都市づくりの推進に向けた基本的な考え方

人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化などに対応しつつ、本マスタープランに掲げる将来都市像の実現を図るためには、これまでの行政中心の都市づくりでは困難になっていきます。このため、市民、事業者、行政など多様な主体が適切な役割分担のもと協力し、進めていくことが求められています。

また、都市計画をはじめ、産業、医療・福祉、教育、環境、歴史・文化など、まちづくりに係る各分野が、相互に連携を図りながら多様な施策を展開していくことも重要です。

更に、効果的・効率的な都市づくりを推進していくために、事業の進捗状況や達成状況を把握することにより本計画の実効性を確保する必要があります。

２　都市計画マスタープランに基づく都市づくり

（１）都市計画の決定及び変更

本マスタープランに掲げた将来像や都市づくりの基本方針を実現するため、用途地域や高度地区等の地域地区、道路や公園、下水道等の都市施設、地区計画等の都市計画について必要に応じて決定及び変更を行います。

（２）各種関連計画による都市づくりの推進

本マスタープランは、本市の長期的な都市づくりの方針を示したものであり、個々の具体的事業については、上位計画である総合計画との整合を図りつつ、本マスタープランに基づき、道路網整備計画や緑の基本計画、市街化調整区域の地区計画ガイドラインなど各種関連計画や方針を作成し、具体的な取組を展開するものとします。

（３）財源の確保

今後、福祉施策の対象者の増加による扶助費の増加や公共施設の老朽化による修繕費を含む維持管理費の増加などにより、財政負担が増大していくことが予想されます。そのため、既存の施設は再編についての検討を行うほか、都市づくりに関する事業の実施にあたっては、国・県等の支援制度の活用を図り、最小限の財政負担で最大限の効果を発揮できるよう努めます。

３　協働による都市づくりの推進

（１）「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」に基づく都市づくりの推進

本市では、地域コミュニティを活性化し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下、「協働のまちづくり条例」という。）」

を平成 29 年（2017 年）10 月に施行しており、市民や地域コミュニティ、事業者、市の協働によるまちづくりを進めています。

地域や市民の目線に立った暮らしやすい都市づくりを進めていくためには、都市計画の分野においても多様な主体が参画し、協働でまちづくりを進めることが重要となることから、協働のまちづくり条例に基づく都市づくりを推進します。

なお、本マスタープランでは各主体の役割を次のように設定し、それぞれの主体の活発な活動を促していきます。

表　各主体の役割分担

主　　体	役割分担
市　　民	●地域コミュニティへの参加等を通じて都市づくりに関わります。 ●都市づくりへの理解を深め、意識の向上を図ります。 ●地域の都市づくりのルールである地区計画制度等の活用や提案など、地域の連携により都市づくりの推進を図ります。
地縁団体（自治会等）	●地域における情報収集や課題把握をするとともに、ほかの地域や市と連携して、地域の特性を活かした都市づくりに取り組みます。 ●地域における住民相互の交流及び連携を促進します。
市民団体	●活動する分野における知識、専門性等を活かし、地域や市と連携して都市づくりに取り組みます。
事　業　者	●企業市民として、また、都市環境を形成する要素の一つとして、周辺環境への配慮を図るとともに、積極的に地域の都市づくりに参加します。 ●本市において開発等を行う事業者は、都市づくりの将来目標に適合した優良な開発を行います。 ●地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及び都市づくりに寄与するよう努めます。
行　　政	●本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進します。 ●市民・事業者との連携のもと、各種公共事業を展開し、都市施設の整備等による都市づくりを担います。 ●近隣市町村や県などと、広域的な都市計画について連絡・調整を行います。 ●市民や事業者等が主体的に都市づくりに参加できるよう、情報提供や活動団体への助言等の支援を行います。 ●市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能の習得に努めます。

≪参考：コラム１０（市民協働のまちづくり）（P133）≫

（2）都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、都市計画法により定められており、まちづくりに対する地域の取組などを都市計画に反映させる制度です。住民や事業者等が一定の要件を満たすことにより、都市計画の決定又は変更について提案することができることから、住民や事業者等が主体となってまちづくりを進めることが可能な手法です。

この都市計画提案制度の活用を更に促進するとともに提案内容への助言等により、多様な主体との協働によるまちづくりの実現を目指します。

≪参考：コラム４（地区計画制度を活用した都市づくり）（P47）≫

（3）民間誘導によるまちづくりの推進

行財政の効率化や多様化する市民ニーズに対応するため、市民や企業などが行政と連携して新たな公共サービスの提供を行うPPP、PFIの活用や民間活力によるまちづくりの推進を図ります。

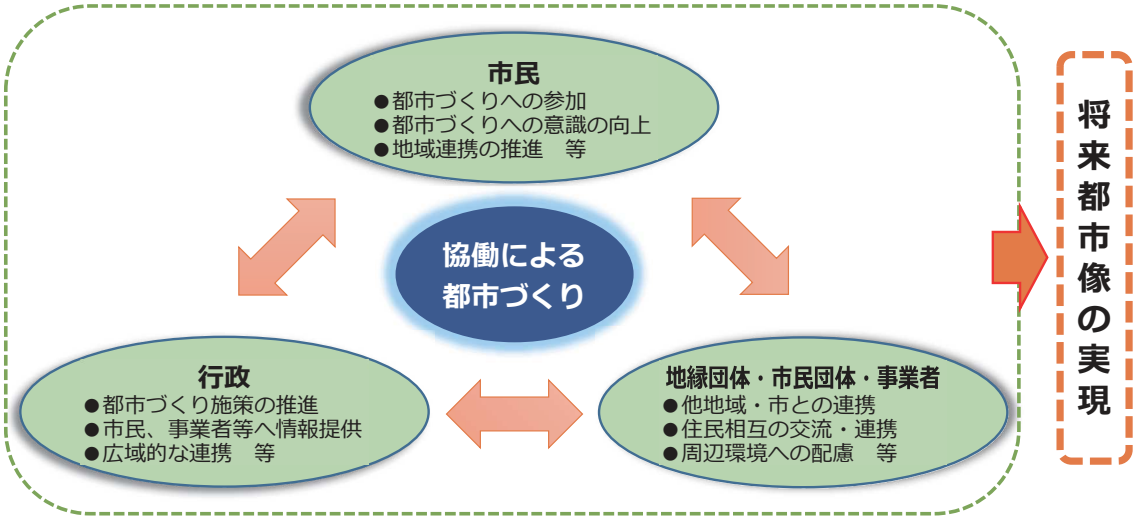

図　協働による都市づくりのイメージ

4　庁内体制の確立

都市づくりは都市計画分野だけにとどまらず、産業、医療・福祉、教育、環境、歴史・文化など、多様な行政分野に跨がる内容を含んでいることから、本マスタープランの推進にあたっては、関係部署との横断的な推進体制を確立し、情報共有や相互調整を行いながら、効果的・効率的に都市づくりを進めます。

5　国・県や近隣自治体との連携

道路整備をはじめとする都市施設の整備や土地利用など、都市づくりを効果的に進めるためには、国・県や近隣自治体との調整や協力が不可欠であることから、必要に応じて様々な連携・協力体制の構築を図ります。

2　計画の進行管理の仕組み

1　本マスタープランの進行管理

総合計画における施策等の評価の仕組みと連携しながら、本マスタープランに基づいた都市づくりが円滑に進んでいるかを定期的に点検できる仕組みを構築し、本マスタープランの見直しにつなげられる進行管理を行います。

具体的には、施策や事業等の実施及び達成状況を、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCA サイクル）に従って行い、本マスタープランの進行についての適切な管理に努めます。また、上位計画である総合計画との整合を図る必要があること、効率的・効果的に点検を行う必要があることなどから、３ヶ年実施計画の策定にあわせ、概ね３年ごとに進行管理を行います。

なお、進行管理の結果については、適宜、附属機関である「袖ケ浦市都市計画審議会」へ報告するとともに、市ホームページなどを通じて市民・事業者等に公表するものとします。

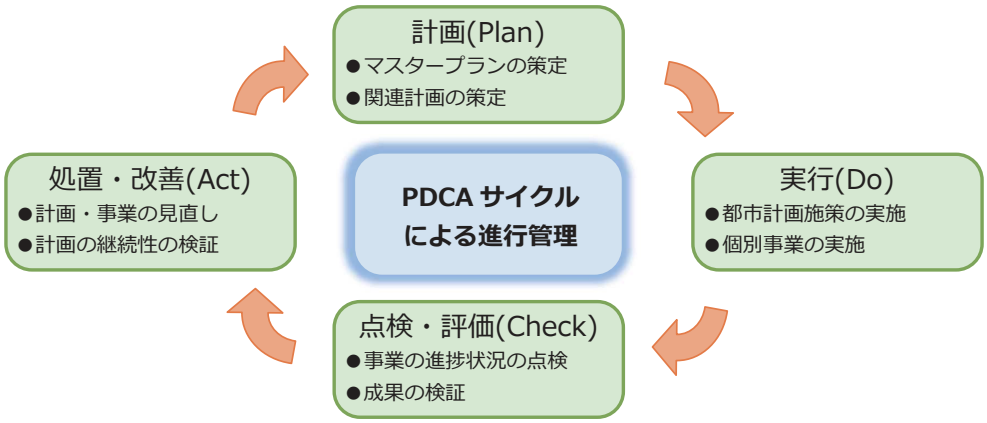

図　ＰＤＣＡサイクルのイメージ

2　都市づくりに関する定期的なデータの収集・分析

土地利用、都市基盤、人口・世帯分布など、都市づくりに関連するデータを定期的に収集し、分析することで、機動的な都市づくりの見直しにつなげていきます。

3　本マスタープランの見直し

本マスタープランの計画期間は 12 年間ですが、本市をとりまく社会経済情勢や市民ニーズが大幅に変化するような場合は、必要に応じて見直しを行います。

また、本マスタープランの上位計画である「総合計画（基本構想）」、「袖ケ浦都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改訂された場合は、整合性などを点検し、必要に応じて見直しを行います。その際には、市民意向調査や市民懇談会などにより検証を行うとともに、「市民委員会」等により、公募市民委員も交えながら見直し及び新しいマスタープランの策定を行います。

コラム 10　市民協働のまちづくり

近年、少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化などによって、地域社会は確実に変化しており、高齢者の生活支援をはじめ、子育て支援、防災・防犯、生活環境など地域の抱える課題は、多様化しています。地域の課題を解決し、住みやすいまちを実現するには、市民、区・自治会等の地縁団体、ＮＰＯ等の市民活動団体、事業者など地域コミュニティの力と行政とが協働で取り組むことが重要になってきています。

協働のまちづくりは、地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚したうえで、お互いの自主性と主体性を尊重しながら協力や連携をして、まちづくりを進めていくものです。

市内には、市内の緑を守る活動を展開している団体や花などの植栽活動をしている団体、公園の維持管理を行う団体など、協働の取組をしている数多くの団体があります。

里山の整備

違反広告物の除却活動

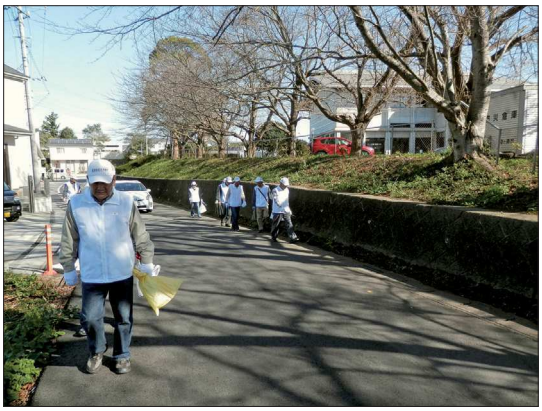

地域での清掃活動

農道沿いの植栽活動

広域農道沿いのコスモス（協働事業）